

令和4年4月19日

令和4年4月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月19日(火) 午後1時30分～2時30分
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室
- 3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔
- 4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一
- 5 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第5地区	行田	修
------	----	---
- 6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
職員	大畑	利枝			
- 7 その他出席職員
農林課 課長 谷田 明夫
- 8 議事録署名委員

9番	中西	壽男	10番	大西	清一
----	----	----	-----	----	----
- 9 議事日程
 - (1) 一般事務に関する報告
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 付議案件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

- 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 報告第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

10 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和 4 年 4 月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は 14 名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、6 名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号 9 番、中西 壽男委員、並びに、議席番号 10 番、大西 清一委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので、ご報告いたしておきます。
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、1,077㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認願います。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものであります。

譲受人は、本件申請地を譲受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件を議題といたします。

それでは、申請内容について事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、3件、6筆、4,059㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるにあたり、審査依頼があったものでございます。

まず、1項目及び2項目について説明いたします。

権利関係は使用貸借権で、5年の再設定となっております。

借り手は農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3項目及び4項目について説明いたします。

権利関係は使用貸借権で、3年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで、氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして、議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は、市内在住で、農業従事年数は7年、新規参入として登録されております。

年間農業従事日数は250日、主に玉ねぎ、はくさい、ダイコン、トウモロコシ等の野菜を栽培する計画であります。

農業用機械は、トラクター、耕うん機、軽トラック、草刈機を所有されております。

研修等の受講履歴はございませんが、平成26年9月より現在に至るまで、農業者のもとで農作業に従事されております。

次に、5項目及び6項目について説明いたします。

権利関係は使用貸借権で、5年の再設定となっております。

なお、貸し手につきましては、大阪家庭裁判所で保佐人が選任されており、保佐人により申請がされております。

いずれも借り手は農地中間管理機構であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

5項目及び6項目は、借り手が一般財団法人大阪府みどり公社になっていますが、みどり公社が直接されるのでしょうか。

議 長
事務局、松下君。

事務局

3項目及び4項目は、農地中間管理一括方式でございます。

そして、5項目及び6項目は、みどり公社が借り受けをするという手続になっていますが、これは当事者間といいますか、所有者と公社との契約の事情によるものです。なお、5項目及び6項目につきまして、土地の筆としては2筆ですが、現状としましては、借受人の方が4人おり、その4人の方に後々配分する計画で、農用地利用配分計画を公告して貸借を行うという手続でございます。

議 長
矢頭委員。

矢頭委員

現実には、みどり公社が振り分けるということですが、みどり公社は契約のみで、実態としては農業者がやられるということによろしいでしょうか。

議 長
事務局、松下君。

事務局

その通りでございます。

議 長

今現在、まだ借り手の方がはっきり決まってない段階ですので、一旦はみどり公社が抱いて、正式に決まればまた公社から通知が来るということでございます。他にご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定3件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、先般開催されました「女性委員のための農業者年金セミナー」につきまして、大川委員から報告をお願いいたします。

大川委員

(報告を行う。)

議 長

前回は年金の説明はしていただいたのですが、メリットはあるのですが、年齢や兼業の関係などで、該当者が少ないということでございます。

メリットがあるから本来は入れる方は入っていただいた方がよいかとは思いますが。

ありがとうございました。

議 長

久保委員にも出席していただいていたので、久保委員からもお願いいたします。

久保委員

(報告を行う。)

議 長

ありがとうございました。

お二人には、今回のセミナー参加で得られました知識を今後の委員活動に活かしていただきたいと思います。

次に令和4年度茨木市農業関連事業の概要につきまして、農林課から説明をお願いいたします。

農林課長 谷田君。

(農林課 谷田課長、説明を行う。)

(質疑、応答)

議 長

それでは、これもちまして、令和4年4月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月19日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署 名 委 員

署名済み

署 名 委 員

署名済み
